



子ども子育て支援新制度に伴い 保育所などの入所の手続きが 変わります

児童福祉課児童福祉係 ☎ 0824-73-1192

子ども子育て支援新制度が平成27年4月からスタートすることに伴い、これまでの保育利用希望の申し込みにあわせて、教育・保育が必要であるという「支給認定」を受ける必要があります。11月下旬から申請手続きを開始する予定です。

保育所などを利用するためには認定を受けることが必要です

1 支給認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業（※）
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などで教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の労働や疾病などの「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の労働や疾病などの「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合	保育所 認定こども園 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所型保育

※ 利用できる主な施設・事業は国が示すものです。
※ 1号認定の場合、直接施設への申し込みとなります。

2 保育の必要量に応じた区分と利用者負担金

保育の必要性の事由に該当し認定を受ける方は、保育を必要とする時間に応じ、保育標準時間（最長11時間）か保育短時間（最長8時間）のいずれかに分け、国が定める上限額の範囲内で保護者の所得状況に応じて各市町が利用者負担金などを決めます。

■保育所利用の申請手続きのイメージ



※1と3は同時に手続きが可能

庄原市で利用できる施設・事業、利用者負担金、申請手続きの開始などは、今後、行政回覧文書やホームページなどでお知らせします。

新制度の詳細は内閣府HPをご覧ください。

内閣府 子育て新制度